

## いじめ防止基本方針

- (1) いじめの定義 【いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号より】
- 「いじめ」とは、児童又は生徒に対して、当該児童又は生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童又は生徒と一定の人的関係のある他の児童又は生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であつて、当該行為の対象となった児童又は生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめ問題を防ぐための基本的な考え方とその対策
- ア いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であり、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は「いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること」について、生徒に十分に理解させる。
- 【対策】人権についての正しい認識と理解を深め、全ての教育活動で人権を意識した言動が日常化できるよう、生徒の豊かな情操や道徳心、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成する。
- イ 教育活動全体を通じて、「いじめを許さない」という一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てる。
- 【対策】いじめを生まない学校づくりを目指し、全ての生徒が安心でき、自尊感情を高め、自己有用感に満ちあふれながら、他者理解ができる学校生活や生徒会組織を構築する。

## ウ 年間計画

	主な活動	対応・留意点	備考
随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎朝の健康観察</li> <li>体と心の健康観察（月末）</li> <li>トリプルスリープロジェクト（体・心・メディアの休養日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康観察による個々の心身の状況把握（保健室との連携）</li> <li>欠席連絡のない生徒自宅への家庭訪問等の確実な実施</li> <li>気になる生徒についての情報共有（学年、養護教諭、管理職）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会</li> <li>生徒指導部会（水曜日）</li> <li>職員会議（月1・2回）</li> </ul>
4月	いじめ問題を考える週間	生徒指導に関する職員研修（特別な配慮を要する生徒の確認）	「生活の心得」「生徒個票」年間活動計画の確認・検討
5月	校外学習における仲間づくり		連休の過ごし方に関する指導
6月	「SNSチェックシート」調査① 「学校楽しいと」調査①		アンケート調査の集約と対応
7月	教育相談・三者面談	教育相談内容の共有 夏季休業の生活指導の取組の確認	夏休みの生活心得を利用した事前指導
8月	携帯電話・インターネットに関する調査	人権・生徒指導・カウンセリング研修	三者相談の集約・対応
9月	いじめ問題を考える週間 →「ネットの危険性」講話	夏季休業の生活指導の総括	
10月	学校行事への取組における仲間づくり		
11月	「学校楽しいと」調査② 「SNSチェックシート」調査②	教育相談	アンケート調査の集約と対応
12月	教育相談・三者相談	冬季休業の生活指導の取組の確認	冬休みの生活心得を利用した事前指導
1月		冬季休業の生活指導の総括	
2月			
3月			春休みの生活心得を利用した事前指導

## エ PTA との連携

- 学校と家庭との信頼感に基づく協力関係を構築することに努める。  
(例) 授業参観, 教育相談, 学級PTA, 家庭訪問 (定期, 随時), ブログの配信
- PTAにおいて学びの場の設定を設定する。  
(例) PTA 総会, PTA 講演会, 家庭教育学級, 父親セミナー, 県・市P 連研修会

## (3) 生徒指導部会といじめ防止対策委員会のあり方

### ア 生徒指導部会

- 原則として, 毎週水曜日の3校時に実施  
参加者 … 校長, 教頭, 生徒指導主任, 各学年生徒指導担当, 養護教諭, (関係職員)
- いじめ問題の未然防止のための取組 (実態調査, アンケート等の実施と考察, 各種集会活動等) の実施や具体的な計画の作成, 実行, 検証, 修正の中核的な役割を担う。(関係機関・団体との連携の基づく「チーム長田」としての共通理解・共通実践を計るための企画・運営など)
- 1週間を通じて, 各学年の気になる生徒 (不登校傾向の生徒を含む) の状況を共有し, 必要な対応や学校・学年としての具体策を協議する。
- いじめの事態に応じて, 「いじめ防止対策委員会」を組織して対応していくべきかどうか検討する。

### イ いじめ防止対策委員会

- いじめの態様に応じて, 「校内対策会議」または「関係機関対策会議」を組織し, より公正な立場で, いじめの問題に関する情報の収集と共有, 指導や支援の体制・対応方針の決定を行い, 保護者との連携の中核としての役割を担う。

**校内対策会議** : 生徒指導部会, 学級担任, 学年主任, SC, 臨床心理相談員, SSW 等

**関係機関対策会議** : (校内対策会議に加えて) こども福祉課, 児童相談所, 保護第一課, 民生委員等, 市教委, 学識経験者, 警察, 弁護士, 医師等

※ SC=市及び県 (緊急含む) スクールカウンセラー  
SSW=市スクールソーシャルワーカー

※ その他, 生徒の状況把握・支援のための「ケース会議」は, こども福祉課と連携して随時実施

※ 関係機関対策会議は, 事態の状況により, 市教育委員会の指導の下, 「第三者委員会」として組織化あり

## (4) いじめが起きたときの対処

いじめが起きたときの基本的な考え方と対策

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ, 学校, 家庭, 地域住民その他の関係者の連携の下に取り組んでいく。

- いじめの事実の有無を確認し, いじめがあったことが確認された場合は, いじめをやめさせ, 及びその再発を防止するため, 複数の教職員によって, いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- いじめの態様に応じて, 「いじめ防止対策委員会」を「校内対策会議」または「関係機関対策会議」で組織し, 迅速かつ的確・公正な対応に努める。
- いじめを受けた生徒が, 安心して教育を受けられるようにするための措置をとる。必要に応じて, スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカーや臨床心理相談員など専門家等と連携して対応し, 心のケアを図る。
- いじめを行った生徒には, いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ, 傷ついた相手へ心から謝罪できるように指導する。また, 組織的・継続的に見守り, 指導を徹底し, 立ち直りを支援する。
- 必要に応じて, 学校評議員, PTA 等の地域の関係団体に協力を依頼することも考える。指導において, 十分に効果を上げることが困難な場合などは, 児童相談所や警察などの関係機関とも適切に連携を図る。

(5) いじめ解消に向けて

「いじめが解消しているか」否かを被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「いじめが解消している」状態であると判断するにあたっては、次の2つの要件が満たされる必要がある。

◆ 「いじめが解消している」状態

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間については3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」 文部科学省から）

(6) 重大事態の発生と緊急対応

いじめを受けた生徒の状況に着目して、以下のような事実があった際は、重大事態とする。

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ア 重大事態を認知した場合、市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。

イ 「関係機関対策会議」を組織し、市教育委員会と連携し、全校体制で緊急対応をする。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・職員の心のケア
- ・ PTA・警察などとの連携

ウ 事実関係を明確にするための調査の注意事項

- ・ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合  
→ 聞き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上でのプライバシーに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。また、いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査になるようにするとともに、情報を提供してくれた生徒の安全確保をする。必要に応じて、県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視を実施する。
- ・ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた生徒が入院又は死亡した場合）  
→ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。市教育委員会が調査主体になる場合、調査委員会と市教育委員会・学校が連携して実施する。

エ いじめられた生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等との面談を計画的、継続的に実施する。